

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都神津島村

2. 構造改革特別区域の名称

神津島村子供たちの安全安心子育て特区

3. 構造改革特別区域の範囲

東京都神津島村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

神津島村（以下本村と言います。）は東京から南へ17.8km、大島、利島、新島、式根島に続く伊豆七島の5番目に位置する1島、1村の離島です。総面積は18.58km²、島のシンボルの天上山（572m）の裾野に集落が密集しています。

交通アクセスは、空路が本村から調布飛行場まで約45分の距離にあり毎日3便就航しております。海路は東京から毎日定期船が就航し、また静岡県下田市からも週6日の定期船と夏季繁忙期には静岡県熱海市から高速船が就航します。

本村は漁業、農業、観光産業で成り立ち、平成27年の国勢調査においては、人口は1,891人でしたが、令和2年国勢調査で人口1,855人（平成27年対比－36人と減少）、世帯数は平成27年が790世帯に対し令和2年が808世帯と人口は減少する一方、世帯数は増加し、核家族化が進んでおります。

また、平成27年の15歳未満の人口は286人（15.1%）でしたが、令和2年は274人（14.4%）と減少する一方、平成27年の65歳以上の高齢者は人口の27.8%でしたが、令和2年は31.6%と高齢化が進んでおります。

その中で昨今子育て世代の夫婦の多くが共働きであり、また低年齢化する保育の需要と多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業や2歳児保育の拡充などを図っています。

区域内には私立保育園・認定こども園・保育所は無く、村立の保育所1園のみとなり、ます。学校教育機関は小学校、中学校各1校が設置されており、学校教育との連携した保育に取り組んでおります。

学校給食共同調理場では施設・設備の整備と調理技術の向上による食事内容の充実、食品の品質管理等衛生管理及び安全に万全を期しております。

特例措置を講じることにより、設備の維持管理の経費、食材の一元購入、調理員の合理的な配置により経費の大幅な節減が図られます。また、食育への取り組みが求められる中、栄養教諭等の指導を受け、園児の発育・発達段階に即した食事が提供でき、地産地消を積極的に取り入れている学校給食で小中学校と一貫した食育指導が実施できます。

5. 構造改革特別区域計画の意義

年々少子化は進むものの保育サービスへの要求は高まる傾向であり、厳しい財政状況や調理員が不足する中、多様な保育ニーズに対応するため、合理化を図る必要があります。

また子育て家庭の保護者の仕事と子育ての両立を支援することは行政としての課題であり、不足する島の就労人口を増やすためにも必要不可欠です。

学校給食共同調理場から外部搬入することにより、給食調理部門が集約し、効率的・安定的な給食提供ができ、人件費の削減にも繋がり経費の削減も図られます。

本村は太平洋に位置し、漁業を中心とした産業が盛んに行われ、新鮮な魚類の水揚げが多く、他にもアシタバ等の地域の食材を利用した給食の提供し地場製品の消費拡大の一翼を担いつつ、子供たちへの食育や、郷土への関心を持ってもらうことができます。

6. 構造改革特別区域計画の目標

学校給食共同調理場では、栄養士を中心として地場の食材（明日葉、キンメダイ等）を給食食材として利用し、きめ細かいメニューのもと栄養管理が行われております。

保育園から中学校までの、将来神津島を担う子供たち全てに地元の野菜、魚介類を提供することにより、地元の農産物、海産物が食卓に並ぶまでのプロセスを考える機会となる給食の実現を目指します。

また、保育所の保護者や地域住民を給食共同調理場運営委員会委員に登用することにより、給食参観や給食試食会などの機会に地場の農産物、魚介類の利用状況を知らせるなど、親と子供で食の重要性を見直す機会の提供を目指します。

本計画認定により保育所の調理部門を学校給食共同調理場に集約することにより、調理業務の効率的、安定的運営を目指します。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

少子高齢化とともに核家族化が進み、共働きの世帯も多くなっております、本村保育所には現在42名の園児が在園しており、保護者によるお弁当の調理についても非常に手間がかかり支援を求められるところです。本計画認定により各世帯の負担を軽減させ、仕事と家庭の両立を支援する役割の一翼を担っていきます。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

① 学校給食における食育の推進

学校給食共同調理場では、食育プログラムの確認、栄養士の指導により安全安心で

きる給食の提供を行っています。

また、食育プログラムに基づき、保育園児にも豊かで美味しい給食を適時提供していきます。

② 地産地消の推進

本村の学校給食共同調理場では、郷土料理給食メニューを作成し、給食を提供しております。

地場産品を利用し、給食を提供することにより消費の拡大にも繋がり、地産地消の推進が図られます。

③ 食材の一元購入を行うことで安定した地元食材の仕入れが可能となり、安心して安全な給食の提供を行います。

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

神津島村立はまゆう保育園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

本村保育所の給食を、学校給食共同調理場で調理して外部搬入方式を実施します。

保健医療課に保育所担当の栄養士を配置し、学校給食共同調理場の栄養教諭と連携し、乳幼児まで考慮した給食メニューとなるよう小中学校とタイアップした食育を推進します。

3歳未満児についても学校給食共同調理場で離乳食やアレルギー児の除去食にも柔軟に対応することができます。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたり、「保育所における給食の提供ガイドライン（厚生労働省 平成24年3月）」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け雇児発0601第4号）」における外部搬入実施にあたっての留意事項を遵守します。

(2) 外部搬入により給食を提供される児童の献立は、栄養士が作成し、年齢に応じた大きさ、固さ、分量等について対応します。特に3歳未満児については、発育や離乳食の時期に応じて提供します。

また、体調不良児やアレルギー児等への対応については、事前申出による対応や保護者との連絡体制の強化などにより対応し、保護者、栄養士、職員で共有を図り適切に対応します。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守します。また、衛生面では保健所との協力の下に行います。

調理業務の受託者との契約内容の確保については、搬入元と搬入先がともに本村が管理している施設のため、契約書を取り交わすことはせず、取り決め事項を取り交わし、両施設間で事業の実施において緊密な連携を図ります。

(4) 配送については、学校給食共同調理場から調理後速やかに洗浄消毒した容器

を利用し専用コンテナに収容し、下記の配送計画のもとに専用配送車で行います。
保育園までの所要時間は5分程度になります。

【給食配送スケジュール】

【1号車】

午前 11時40分	⇒	学校給食共同調理場出発
午前 11時45分	⇒	神津島村はまゆう保育園到着 (コンテナで受け取り配膳室へ)
午後 12時00分		給食開始
午後 1時00分	⇒	食器等回収
午後 1時05分	⇒	学校給食共同調理場到着

- ・おやつ配送計画

午後	2時50分	⇒	学校給食共同調理場出発
午後	2時55分	⇒	神津島村はまゆう保育園到着 (職員受け取り)
午後	3時00分		おやつ開始
午後	3時30分	⇒	食器等回収
午後	3時35分	⇒	学校給食共同調理場等到着

【保育所調理室の状況】

	調理室面積	加熱設備		保存設備		配膳設備
		ガスコンロ	電子レンジ	冷蔵庫	冷凍庫	配膳台兼運搬用ワゴン
神津島村立 はまゆう保育園	10.40 m ²	1		1		1